

【諮問第28号】

6 川 公 審 査 第 2 号
平 成 6 年 7 月 8 日

川崎市長 高 橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成5年8月31日付け5川総労第150号をもって川崎市長から諮問のありました元 局主査の給与明細の
非公開の件について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

元 局 課主査 (以下「主査」という。)の平成3年3月20日の「給与明細」を非公開としたことは妥当である。

2 不服申立ての主旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成5年8月9日、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)6条の規定に基づき、元主査の平成3年3月20日の「給与明細」の閲覧請求をした。
- (2) 実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は、前項の請求にかかる平成3年3月20日の元主査の給与の明細を記した基準給与簿について、個人の財産状況に関するものであり、条例7条1項1号の個人情報に該当するから非公開とする旨、同月13日付けをもって不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は前項の処分を不服として、同月18日条例14条1項の規定に基づき、前項の処分の取消しを求めて不服申立てを行った。〔当審査会諮問28号事件〕
- (4) 当審査会は、実施機関から平成5年9月22日付け非公開処分に係る理由説明書の、不服申立人から平成5年10月29日付け意見書及び関係資料の各提出を受け、さらに、平成6年4月9日に不服申立人から口頭により意見を聴いた。

3 審査会の判断

請求対象文書につき、不服申立人は元主査の「給与明細」とするが、川崎市職員の給与の明細を記した文書としては、実施機関が各職員に交付する「給与支給明細書・口座振込通知書」と全く同内容のもので、総務局人事部労務課が管理している基準給与簿があり、不服申立人も口頭意見陳述の際、閲覧請求文書は同文書であるとしていることから、本件請求対象文書は、元主査の平成3年3月20日の基準給与簿であると認められる。

基準給与簿は、支給年月日、給与支払コード、職員コード、氏名、給与月額・報酬、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、管理職手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、時間外勤務手当(深夜)、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当定率、特殊勤務手当定額、育児休業給、定時制通信教育手当、教員特別手当、産業教育手当、基本給与額、期末手当、勤勉手当、追加支給、その他の課税給与、非課税分、課税対象額、支給総額、所得税、住民税、健康保険料、共済掛金等、共済住宅貸付返済金、共済普特貸付返済金、職員厚生会費、職員厚生会諸控除、互助会・特親会費、互助会・特親会諸控除、職員組合費、職員組合諸控除、差押金、職員寮入居料、財形貯蓄、控除計、差引支給額、A金融機関名、支店名、口座振込額、B金融機関名、支店名、口座振込額、現金渡額、受領印の各欄が設けられており、それぞれ該当する欄に金額等が記入されているものである。

基準給与簿は、このように職員個人の所得に関する詳細な事項が記載されており、基準給与簿の全体が職員個人のプライバシーとして個人生活事項に関する情報であると解される。

したがって、特定の個人である元主査の基準給与簿は、条例7条1項1号の個人生活事項について特定の個人が識別される情報に該当し、また、不服申立人の市行政正常化の主張にかんがみても元主査の給与に関する個人情報を広く一般市民に公開する公益上の必要性は認められないことから、本件請求文書を非公開としたことは妥当であると判断する。